ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第十三条　（略）

2～27　（略）

28　次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）については、細目告示別添百三十一の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示別添百三十一の規定に適合するものであればよい。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和九年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と各衝突性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

29　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）について、法第七十五条の三第一項の規定による装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、当分の間、細目告示第二十条第三項第一号イ(7)及び第九十八条第三項第一号イ(7)の規定中「協定規則第134号の規則7.1.から7.1.7.までに定める基準に適合すること」とあるのは「協定規則第134号の規則7.1.から7.1.7.までに定める基準に適合すること。この場合において、ISO 17268（2020）以降の改訂版の規定に適合するものは、協定規則第134号の規則7.1.1.5.に定める基準に適合するものとみなす。」と読み替えることができる。

（電気装置）

第十四条　昭和四十六年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第二十一条第一項及び第二項、第九十九条第一項及び第二項並びに第百七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　車室内及びガス容器が取り付けられているトランク等の仕切られた部分の内部（以下この条において「車室内等」という。）の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第十三条　（略）

2～27　（略）

（新設）

（新設）

（電気装置）

第十四条　昭和四十六年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第二十一条第一項第四号、第九十九条第一項第四号及び第百七十七条第一項第四号の規定は、適用しない。

（新設）